

第159号

昭和34年12月9日

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場  
西尾田久  
責任者 柴井久  
編集人 柴井久

印刷所 冷牟田印刷合資会社

# 四つの工事に近く着手?

## 土経、総財、民文の委員会から

### 土木経済委員会

11月27日

#### ▼災害復旧工事

火葬場附近道路と枳グラント下の道路のりくすれの復旧工事は、この程度の補助査定も通りましたので、十一月の定例議会に追加予算として提案の予定ですので議決されると早急に工事にとりかかることになりま

#### ▼石炭離職者失業対策事業

この事業の名称が「緊急就労対策事業」と変更しました。当町の計画は、初め一八四人の失業者を消化することにしていましたが、その後県の職安課から一八人の割り当てに削ぎられました。事業は、一月から三月末まで九〇日間行います。

工事箇所は、百賀グラント下水路工事(一八万四千円)と、上二所地から産業道路へ至る間の道路工事(

七万八千円)の二箇所です。工費は、国が五分の四、町が五分の一を負担します。

なお、この工事に對して委員会は次のとおり要望しました。

「失業者は町内の失業者を就労させるよう職安課に要望すること」

(昨、この事業の就労者一八人の職安課が、町は国策に工事を提供しているだけです)

### 総務財政委員会

12月1日

#### ▼火災防ぎ

先日開いた火災防ぎ検討会(前号広報掲載)について、委員会は消防団幹部と検討しました。その結果

〇消防条例の調査研究をし、三月の定例議会に提案していただく。  
〇消防団において、現有施設の再調査をしているので、これが終り次第、消火に必要な水槽などの施設

あなたには誰もかすことのできない尊い権利がある

人権週間 十二月十日

十二月十日は、一九四八年ペリーの国際連合総会で世界人権宣言があげられてから、ちょうど二十一年になります。

この人権宣言の中には、あなたの生きる権利、あなたが幸福に生活する権利、あなたが自由に選挙権利などを、家がらや宗教、男女、人種、貧富、政治上の信念などで差別されない、どんな暴力でも国家権力でもうばうことができないということが記されている。

しかし、現在なお、暴力で他人の権利をおかししたり、自己の主張を強く押しとおすような傾向は多くのこと

も、私たちは、自分の権利を守り、他人の権利をおかさないとを、自覚しすめていかなければなりません。

こうして、お互いが、お互いを尊重しあって、平和な住みよい社会を築くことに努力したいものです。私たちの町には、こうした人権を守り相談のつてくれる「人権ようこ委員

」がおられますので、もし、あなたの権利がおかれようとするときは、遠慮なく相談下さい。

(委員の名前と住所)  
宍井真蔵(枳、北九州常務委員)  
山本ミエ(吉田二天橋)

## 町営住宅入居希望者の募集をします

町営住宅の建設の状況について、今まで何回かお知らせしてきましたが、完工も近くなりましたので入居希望者の募集を、次の要領ですることになりました。

なお、建設の場所や戸数は  
第一種十七戸  
第二種十七戸  
下二所地には第一種五百戸と

一所地には、第一種十四戸の計二百六十戸です。

申込みの期間は  
昭和三十四年十一月十日から昭和三十四年十一月二十四日までです

申込みの方法は  
きまった申込みの用紙が「民生課」にありますから、それに必要な事を記入してから申込み下さい。

申込みのときには  
納税証明書(税務課で貰う)と米穀通帳を忘れず持ってきて下さい。

資格と制限は  
入居希望者は、次のどれにでも該当していなければ、資格がありません。これは、一種希望者も二種希望者も共通したものです。

〇町内に居住しているか、又は勤務場所があること。  
〇現在、住宅に困っていることが明らかでないこと。

〇現在、同居している親族があるか、今から同居しようとする親類があること。

この場合の親族には、事実上婚姻の關係がある人、又はそれと

同様な事情がある人や、その他婚姻の予約者をも含みます。

家賃はどの位か  
第一種住宅は千八百円  
第二種住宅は千二百円

をとりまします。しかし、入居第一月の家賃は、日割計算することにしています。

いつ頃入居できるか  
現在のところ予定している入居の時期は  
第一種住宅は三月末  
第二種住宅は一月末です

敷金がいくらです  
もし、入居するときには、敷金を入居前に納めなければなりません。敷金の額は、一種、二種の住宅とも、家賃の三カ月分です。

どんな風に選考するか  
入居希望者の選考は、町長が入居資格や住宅に困っている状態を实地に調査して、選考委員会の意見をきいて、入居順位を決めます。

どんな住宅か  
第一種住宅 木造瓦葺平屋建(二棟一戸建、一〇坪七五)

六畳、四、五畳の外に、玄関炊事場、押入、便所、倉庫、水道、物干がついています。

第二種住宅 木造瓦葺平屋建(二棟一戸建、八坪七五)六畳、四、五畳の外に、玄関炊事場、押入、便所、倉庫、水道、物干がついています。

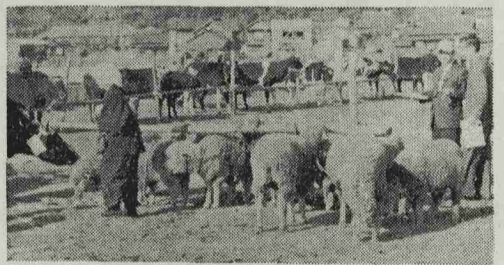


# 華やかに農業まつり

とり入れも終った秋晴れの快るよい十一月十七日に、水巻まつりの一環行事として、農業まつりが行われました。精こんめて育てたり作ったりした畜産や蔬菜などの晴れの優勝者は次のとおりです。

- 専作の部  
 麦類 ① 大貝恒夫(猪熊)  
 菜種 ① 大貝好夫(夕)  
 苗代の部 ① 江内田敏雄(下二)  
 堆肥の部 ① 瓜生伊八郎(古賀)  
 水稻の部 ① 岩崎 巖(古賀)  
 米麦雑穀の部  
 ① 行正アサノ(杵)  
 ① 黒瀬 和昭(下二)  
 ① 嶺 よし子(夕)  
 ① 栗田八重子(古賀)  
 ① 瓜生伊八郎(夕)
- 農産加工の部  
 ① 吉田ウメノ(下二)  
 果樹の部 ① 山本イワ(頃末)  
 卵の部 ① 松尾 金平(下二)  
 畜産の部  
 和牛 ① 山本 輝生(頃末)  
 豚 ① 森安 一朋(二)  
 飼羊 ① 行正 豊子(杵)  
 耕転機大会  
 特等 嶺 照夫(下二)  
 ① 黒瀬 和昭(夕)

蔬菜の部  
 ① 原田 数定(猪熊)



(畜産コンクール審査風景)

## 愛の鐘のスイッチ入る

住吉氏の遷歴祝に催された東京大相撲水巻場所の十一月十九日、待望の「愛の鐘」は住吉鹿之助氏から水巻町に寄贈され、そのスイッチが入

れられました。

この日、早朝からつめかけた二万余の人々は明神ヶ辻山頂から流れる音を始めて耳にし、感情を一つ一つときほぐしてくれるリズムに万雷の拍手をおくって祝福しました。

曲目の時間は、前号でお知らせしましたが、もう一度お知らせします。

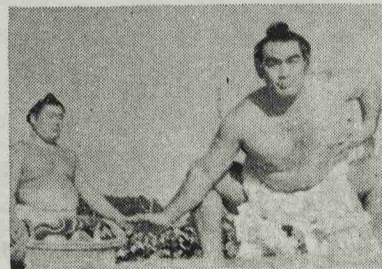
- 朝(夏六時冬七時) 朝  
 昼(十一時) 野ハザ  
 夕(夏六時冬五時) 夕  
 夜(九時) トロイ・メライ  
 (写真上は住吉氏令嬢の手でスイッチ入れ、下は住吉氏から町長へ目録が寄贈される様子)

× ×  
 広報はあなたの意見、作品などを待っています。役場総務課あてお送り下さい。

## 三横綱の土俵入り に魅せられた観衆

—東京大相撲水巻場所—

十一月十九日、早朝から威勢よく鳴るヤグラ太鼓に、押しかけた観衆は二万余、こうして午前六時から午



後四時まで、東京大相撲水巻場所の熱戦が展開されました。中でも、若の花関、栃錦関、休場中の朝汐関も姿を見せての、三横綱の雲龍型土俵入りは、この日一番の見物で、観衆は魅了されていました。

(写真は横綱朝汐関の土俵入り)

## 御 紹 介

先日、当町社会福祉協議会の事業資金にと  
 松尾金平さん(下二)から  
 亡父兵太郎さん  
 水富房子さん(黒崎)から  
 亡夫司郎さん  
 の、葬儀香典返しを、それぞれ雷附いただきました。皆さんに御紹介いたしますと共に、故人の御冥福をお祈りいたします。

## こぞって防犯明るい歳末

年末になると、あなたの家庭では何かと忙しくなります。こつしたときには、いつも盗難やスリにねらわれて思わぬ被害にかかったり、ちょっとした不注意から交通事故を起したり、また忘年会などの機会が多くなって、酒の上のケンカや傷害事件、怪我をしたりします。

よつこに充分注意して下さい。

- 寝る前にもう一度取締りを確認しよう
- 夜間の訪問客には特に注意を
- 外出するときは留守番を
- 乗りもの、人混みの中ではスリに用心
- 道路は車が左、人が右を守り、子どもさんを遊ばせないよう
- 被害にかかったときは、すぐに警察へ

## 第七回町民マラソン大会を行います

—十月十三日—

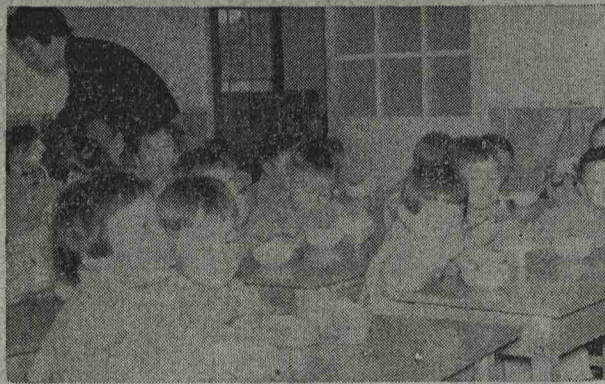
- 主催 教育委員会、公民館、体育協会、青年協議会
- とき 十二月十三日午前十時
- 申込 当日出発地(役場横)に於て午前九時三十分まで受付けます
- 資格 町内居住者に限りです
- 方法 青年、高校の部及び中学の部に分けて行います
- コース 役場横を出発し伊豆神社 一 二分館 一 下二小学校 一 県道を北へ 一 頃末信用金庫 一 宮下 一 古賀 一 梅木 一 樋口 一 三松園 折返して 一 役場前

## 工業統計調査を 始めます

—製造業の皆さんへ—

毎年調査している工業統計調査をこのしも十二月三十一日現在で行います。この調査は、製造業を営んでいる事業所全部を対象として、わが国工業の実態を明らかにするためのもので「工業についての国勢調査」というものです。

なお、この調査は統計をとるための調査であって、決して個人や会社の迷惑になるようなことはありませぬから、安心してありのままを申告して下さい。



## あなたのお子さんを 待っています 親代りの保育所案内

すべての子どもは、家庭において、終日両親の暖い愛情のもとで育てられることが理想であります。しかし、両親が労働に従事したり病気がかかっているために保育が充分でない家庭があります。

そこで、保育所は、家庭で十分に保育されない子どもを、両親に代って保護養育するのが目的とした施設です。

だから、保育所は学校や幼稚園のように、その子どもの知識や教育のみだけではなく、家庭の両親にかわって、両親が保護養育する一切のことをします。

これを一日の保育所生活から大まかにひろってみますと

○子どもの顔色にかわりはないか体温は、外傷は、服装は、と、健康

衛生に気を配り、もし異状があったときには適切な措置がとられます。そして、一年に二回は健康診断を行います。

○音楽、絵画、製作、お話、自然観察、集団遊びなどをやります

○毎日、三才未満の乳児や幼児は主食と副食の完全給食をし、三才以上でも副食を給食しています

○保育時間は、朝八時三十分から夕方五時までです。

入所の手續きは

保育所に入所を希望する保護者は申込用紙が「民生課」に備えてありますから、それで申込み下さい。

保育料はこの位か

保育料は、あなたの家庭が「ABC D」のどれにあたるかで違います。次の表をのぞいて下さい。

区分	三才以上 の児童		三才未満 の児童	
	基準額	加算額	基準額	加算額
生活保護を受けている世帯(Aとします)	〇円	〇円	〇円	〇円
Aの世帯を除いて前年度分の町民税が課税されない世帯(B)	一〇〇円	五〇円	二〇〇円	一〇〇円
AとBを除いて前年度分の所得税が非課税の世帯(C)	四〇〇円	二〇〇円	六〇〇円	三〇〇円
A・B・Cに入らないその他の一般世帯	九四〇円	四七〇円	一、五〇〇円	七五〇円

加算額とは一世帯から二人以上入所した場合に、一人は基準額を二人は加算額だけを収める金額です。

このほかいろいろありますが、これは役場国民健康保険係でしております。必要な方は係へ請求下さい。

### 予測なしの消防演習

十一月五日午後五時町民会館火災という想定の下に、町消防団の消防演習が行われました。

これは、火災が起るやすいこの頃の季節に、消防戦士をより万全とするために、実戦にそくした演習をやります。欠陥があれば、これを是正するというために、全く予測なしに非常召集訓練がやられたものです。

結果は、二三の点についてもう少し研究の必要があったようですが大体上々の成績でした。

### 贈って困る

もらって迷惑  
—— 年末年始の虚礼廃止 ——  
年末年始の無駄や不合理な慣習や風習を改めるため次のことを是非守っていただきたいと思ひます。

- ☆年末年始の虚礼をやめよう
- ☆形式的な年賀状や贈りものはやめよう(せめて町内だけで)
- ☆クリスマス・ツリーや門松はやめよう(種木愛護のために)
- ☆忘年会、クリスマス、新年宴会は自しゅくしよう
- ☆年始回りはやめよう
- ☆元旦には国旗をあげよう
- ※門松を是非ともしたい方は、門松ヒラを利用下さい。
- 希望の方は二十日までに教育委員会まで申込み下さい。



### こうすれば 税金が安くなります

給与所得者の年末調整がはじめて始まります。

このときに「国民健康保険税」を納めている方は、給与支払者に社会保険控除申請をすればそれだけ税金が安くなります。

この申請には「納付額証明書」とい



### 母子福祉年金を受けることができる人

母子福祉年金を受けることができる方法は「夫と死別して、中学校を終えない年少の子どもを養育している妻」ということを前に説明しました。今月は、このことについて、もう少し詳しく説明してみます。

▼ 夫と死別……というのは、夫が失せよう宣告をうけていることも含みます。

▼ 中学校を終えない年少の子どもを養育している……とは、次のどれかにあてはまるときも含みます。

- 1 母と子が、叔父、兄弟などと共に生活している場合
- 2 母が世帯主であるときは、母の収入が世帯の中で最も多いとき
- 3 母の収入より、叔父兄弟などの収入が高いときでも生活保護法による生活扶助を受けているが、例外として年金を受給できず
- 4 母が世帯主でないときには、母の収入が、母子の生計費のほぼ半分以上あるとき

## 福祉年金の誤解をとくために (2)

- 2 夫と死別後(失せよう宣告後) 母子が婚家または実家にもどって、母子の生計をみてもらっているとき、母が家業や家事に従事しているとき。
- 3 母と子が世帯を別にしていても、母が子の生計費をほぼ全額仕送りしているとき。
- 4 子どもが福祉、更生その他の施設に入っている場合で、その子が収容されたときに母が生計をみていて、退所後も母がみるだろうと認められるとき。
- 5 しかし、少年院感化院などのような強制施設は収容されてから一年以内であること。そして、児童福祉施設に入所の場合には入所後も子どもの費用の一部を負担するだろうと認められなければなりません。
- 6 母が永い病気をして子を親族などで扶養してもらっている場合でも、母の養育当時に母、扶養され、病気が回復後も再び母が養育されるだろうと認められるとき。ただし母の病気の期間は三年以内であること。
- 7 母の収入が非常に少なく、母と二五才未満の子とで、中学校を終えない子どもを扶養しているとき。
- 8 しかし、そのときの収入総額が十三万円(プラス中学校を終えない子供一人につき二万五千円を加えた収入額をこえないこと。